

令和4年4月1日

保護者 様

令和4年度 就学援助の申請について

犬山市教育委員会

犬山市では、経済的な理由で小中学校に通学させるのにお困りの保護者の方に就学費用を援助し、児童生徒に円滑に教育を受けていただくための制度を設けています。援助内容は、学用品費や給食など就学費用の一部が対象となります。

この制度を希望する方は、毎年度申請が必要です。令和3年度に認定を受けている方であっても、継続して希望する場合は申請を行ってください。申請方法などの詳しい内容につきましては、裏面をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、犬山市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

【担当課】

犬山市教育委員会 学校教育課 (市役所3階)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

電話：0568-44-0350 (直通) FAX:0568-44-0372 Email:070200@city.inuyama.lg.jp

1. 対象者

犬山市に住んでいて、市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、次のどちらかに該当する方。なお、就学援助の認定には、申請者の同一世帯の方全員の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護に準ずる程度に経済的に困っている方

2. 申請方法

(1) 申請期間・援助対象期間

項目	申請期間	認定された場合の援助対象期間
初回受付分	令和4年4月1日～4月30日	令和4年4月1日～令和5年3月31日
随時受付分	令和4年5月1日以降	申請日～令和5年3月31日

(2) 申請書類

① 就学援助費支給申請書

学校教育課窓口、小中学校で配布しています。市ホームページよりダウンロード可能。

② 添付書類：下の表に該当する人は、申請書と合わせて書類を提出してください。

対象者	必要となる書類（コピー可）
令和4年1月2日以降に犬山市に転入した方	『令和4年度課税証明書』 ※令和4年6月1日以降に前住所地の市町村で取得して下さい ※同一世帯で、令和3年1月から令和3年12月までに収入のあった方は全員分必要です
無職の方・失業した方 ※配偶者の扶養に入っている場合は除きます	離職証明書、雇用保険受給資格者証等 無職であることを証明する書類

(3) 注意事項

- ① この制度を希望する方は、毎年度申請が必要です。令和3年度に認定を受けている方で、継続して希望する場合は申請を行ってください。
- ② 提出書類に不備があった場合は、学校教育課から申請者に連絡します。なお、審査できる状況になるまで、認定は保留となりますのでご注意ください。

(4) 申請先

犬山市役所 学校教育課（市役所 3階）または 在籍する小中学校

3. 注意事項

- ① 就学援助の認定を受けるためには所得基準による審査があります。審査結果は児童生徒が在籍する小中学校を通じて、文書にて通知します。
- ② 就学援助費は、就学にかかる費用を事後払いで支給します。学校からの集金は必ずお支払いください。
- ③ 学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当します。
- ④ 収入がなかった方も、就学援助の認定を受けるために市民税、県民税の申告を行ってください。未申告の方がいる場合は、審査をすることができませんので、ご注意ください。
- ⑤ 就学援助認定後に世帯状況が変わる場合（結婚や転居、世帯員の増加等）は、すみやかに学校教育課までご連絡ください。
- ⑥ 申請内容に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。